

近代日本の青年団体

——京都府丹後地域を事例に——

飯塚 一幸

【要約】 近世社会における若者組は、婚姻への介入、休み日や様々な寄付の強要などにより、家の生産に支障をきたす事があった。また明治初年におけるその財政は村財政に匹敵するほどの規模である。そこで明治初年以來村役人層は、近世来の若者組を村落共同体に従属させるべく、その統制を強めていく。ところが明治二〇年代になると、自らが生活・風俗レベルの規律化を担う事で村社会の近代化を進めようとする青年層が登場し、新たに青年会を設立してその幹部となる。しかし地域社会内部で進められる規律化の過程はゆっくりしたものであり、しかも村落共同体秩序に合致している事が必要であった。

日露戦後、帝国主義国としての国内体制強化を目指した政府は、規律化の過程を一気に加速し、村落共同体の枠を打破するため、一九一五年九月内務文部両省訓令を発した。ところが両省訓令は、その具体化に際して青年会から強い反発をうける。政府・青年会共に、生活・風俗レベルの規律化を進める必要は認めていたが、その速度・内容・担い手において認識を異にしていたのである。そして両者の相克の中から、有志団体である青年党が成立する。

本稿では京都府丹後地域を事例に、「若連中→〇〇会（社）→部落青年会→町村青年会（団）」と描かれる近代日本の青年団体の変遷を具体的に跡付け、さらに部落青年会から青年党が分出する事例を提示する。

史林 七五巻一号 一九九二年一月

はじめに

国家によって青年団体が地方支配の一環に組み込まれたのは、日露戦争後に展開した地方改良運動を始めとする。かつて宮地正人は、地方改良運動での青年団体政策について検討を行い、①目的・活動内容が県・郡の制定した準則に基いて

与えられる、②次第に会長が町村長、副会長が小学校長に統一されていく、③行政町村を単位に青年会が作られ、従来の村落を単位とした若者組・青年会は支部・支会となる、という三つの方法によって近世来の若者組は作り変えられ、天皇制イデオロギーの注入機構の一つとなる、とした。^①

宮地の理解は、政策論に偏しており実態面からの検討が不可欠との批判を受けたが、歴史学からするその後の青年団体研究に大きな影響を与えてきた。以後の青年団体の事例研究は、次の二点が特徴となったのである。一つは、対象とする時期が日露戦後に集中した事である。^② かつて熊谷辰次郎は、近代の青年団体の変遷を、「若連中↓会(社)↓部落青年会↓町村青年会(団)」の見取り図で描いたが、若連中から部落青年会に至る時期が分析の対象となるのは稀であった。^③ 本稿の第一の課題は、青年団体の右のような編成替えの具体相を、村そして青年自身による民俗的伝統の改変の過程として跡付ける事である。

二つ目の特徴は、日露戦後期の青年団体の性格を、地主的秩序もしくは行政を底辺で支える補完物として評価してきた事である。国民統合の上で青年団体の果たした役割と、国家的価値を受容しつつ青年会が地域で公的地位を確立していく経過を究明する事が、研究の主たる関心であった。この事は他方で、第一次世界大戦中に成立する地方都市での青年党運動と大正デモクラシーの関係を明らかにしてきた、松尾尊発等の研究との接点を欠く事となった。本稿の第二の課題は、青年会から青年党が分出する事例を提示し、それを地方改良運動における青年団体政策の矛盾の所産として位置付ける事である。

主として第二の課題から以下では、都市ではないが農業以外の生業につく家を多く含み、ために資本主義の発展の影響が強く出る町場化した村の青年団体を事例として検討する。

① 宮地正人『日露戦後政治史の研究——帝國主義形成期の都市と農村

——』(東京大学出版会、一九七三年)五九—六三頁。

② たとえば、相沢一正「日露戦後期の青年会設立に関する一方策——

小吹青年会を事例として——」(『茨城県歴史館報』三号、一九七六年)。

山本悠三「日露戦後の報徳会と青年団——宮城県を例として——」
 『宮城歴史科学研究』一一号、一九八〇年）、筒井正夫「日本帝國主義
 成立期における農村支配体制——静岡県原里村の事例を中心に——」
 『土地制度史学』一〇五号、一九八四年）、藥品彦一「明治茅ヶ崎市
 域の青年団運動」、『茅ヶ崎市史研究』一一号、一九八七年）、布川弘
 「日露戦後の農村社会と地域支配」、『神戸大学史学年報』第三号、一
 九八八年）、肥田正巳「静岡県青年団成立史序説」、『静岡県近代史研
 究』第一六号、一九九〇年）などがある。

③ 熊谷辰次郎『大日本青年団史』（日本青年館、一九四三年）七三頁。
 ④ 数少ないものとして、住友陽文「形成期青年会の論理と展開」、『日
 本史研究』三四〇、一九九〇年）第一章では、明治二〇年代から日露
 戦争頃までの青年会を「端緒的青年会」として、規約を対象に検討が
 加えられている。多仁照広『若者仲間の歴史』（日本青年館、一九八

第一章 明治初年における若者仲間の存在形態

——与謝郡岩滝村若者仲間の事例——

文明開化を推し進める明治政府は、成立早々から、民衆が近世社会で培ってきた民俗への介入と規制を始めた。幕末、
 村芝居に熱中し、博奕の場となったり、他村との喧嘩にうつつをぬかす事の目立った若者組は、明治政府にとって好まし
 からざるものであった。「府県史料」中には、廃藩置県前後、各府県が若者組の廃絶や規制をねらって出した布達類が、
 数多く収録されている。^①たとえば、一八六九明治二〇年、現在の群馬県の一部を範囲とする岩鼻県が発した布告は、「村々
 に於て、若モノ仲間と唱へ党を立て、仲間規定と号し勝手尽の取り定め等いたし置き、神事祭礼は勿論、村内吉凶に事寄
 せ、品々如何の所業に及び候のみならず、ややもいたし候得ば、村役人共の申し聞かせをも相用ひず、屢々集会等いたし、
 農業をも怠り候趣相聞へ、不埒の事に候」^②と述べている。若者組解散、村芝居や盆踊りの規則を達する際に理由とされた

四年）第四章、安丸良夫『近代化』の思想と民俗』、『日本民俗文化大
 系』I、小学館、一九八六年）には、明治前期における民俗的伝統の
 編成替えを考察する際に示唆に富む視点が提示されている。また民俗
 学では、たとえば平山和彦『青年集団史研究序説』下巻（新泉社、一
 九七八年）第三章第一章が、教育社会学では、佐藤守『近代日本青年
 集団史研究』（御茶の水書房、一九七〇年）がある。一方、明治中期
 における青年会の実態を明らかにする史料として、三重県英虞郡布施
 田村「共修社記録」が『日本近代思想大系20 家と村』（岩波書店、
 一九八九年）に所載された。
 ⑤ ②に列挙した論文の多くはこうした視点で分析がなされている。
 ⑥ 周知の如く青年党研究は、松尾尊発「地方的市民政社の発生」、『大
 正デモクラシー』第二部第四章、岩波書店、一九七四年）に始まる。

のは、家業への差障りであった。各家々が生業を持ち、自立自助で生活を営む事によって国を富ますという明治政府の構想にとって、ともすれば村の秩序に反し生産の妨げとなる若者組は、禁圧すべき対象だったのである。この点では、自由民権派も同じ位置に立っていた。^③

本章では、岩鼻県権知事として先述の布告を発した小室信夫の出身村であると共に、民権派の拠点でもあった、京都府与謝郡岩滝村を例に、若連中から周旋方を経て朋友社という社名を付した団体へと転換していく経緯を検討する。なお本章で若連中・周旋方・朋友社三者を一括して呼称する時には、若者仲間の語を使用する。これは本章で扱う明治二〇年代前半までの時期では、「青年」^⑤の語が地域社会に浸透していないからである。

第一節 岩滝村若者仲間の組織

岩滝村は、日本三景の一つ、天の橋立で仕切られた内海の阿蘇海に面する村である。小室家を始めた縮緬仲買や廻船業に携る富裕な商人を抱え、丹後縮緬の積出し港の一つとして、幕末には股賑を極めた事もあった。一八八一（明治一四）年で戸数三三五戸^⑥を数える、当時としては大きな、町場化した村である。同村の男子は数え一七歳になると元服し、村内上分の家の者から親方を取って名前を新たにつけてもらい、幼名を廃するのがしきたりであった。そして親戚や隣近所の人たち及び若連中の面々を招き元服を祝う宴会を催し、それを機に若連中の仲間入りを果たす。以後結婚して半年後に仲間を抜けるまで、若連中での生活が続くのである。^⑦

岩滝村には明治初年に至るまで、上分・中分・平分の家格が厳存していた。表1は、岩滝村の若者仲間の組織的特徴を検討するために、その構成員の変化を追ったものである。表から明らかなように、同村の場合、若者仲間内部にも上・中・平・夫の四つの小集団が存在していた。では、村内家格と若者仲間内組織とは、いかなる関係にあったのか。

本来「上分」は、幕末多数の巨船を所有し廻船問屋として発展をとげた山家屋（小室）一族、長年にわたって大庄屋を勤

表1 岩滝村若者仲間人数表

区分	上	中	平	夫	計
1868年	8人	13人	58人	?	(79)人
1869	8	16	52	?	(76)
1870	8	15	48	?	(71)
1871	9	16	56	11	92
1874	5	15	55	10	85
1875	3	15	35	10	63
1876	2	12	34	19	67
1880	0	7	52	8	67
1881	0	8	43	11	62
1882	0	16	55	9	80

注. 板列神社蔵岩滝区有文書中、各年『人数帳』より作成。

めた糸井一族、廻船問屋として巨富を積むと共に宮津藩政にも関わった千賀一族（一部三上姓を名乗る）^⑧からなる家格であった。ところが同村では、山林を除いて地租改正が完了した一八七六（明治九）年の翌年、地価割の台帳として『反別割帳』が、次いで七八（明治一一）年には戸数割の台帳として『村内小前等位表』^⑨が成立する。そしてこの戸数割等級の導入を機に、一軒前あるいはそれ以下の等級に格付けされた家が平分、一軒前をこえる家が中分、五戸分以上の負担をする家が上分となったのである。^⑩右の変化が生じた七八年に上分に位置した戸主名を列挙すると、小室守蔵・小室静三・小室市蔵・小室佐喜蔵・小室定蔵・小室仙蔵・糸井勘助・糸井勘七・糸井市郎兵衛・糸井市郎右衛門・糸井権兵衛・糸井仙助・千賀正平・三上勘治（莞尔）・三上弥助・蒲田善助・伊藤万蔵・安田仙右衛門の一八名である。^⑪やはり小室・糸井・千賀一族が大半を占めているが、新たに蒲田・伊藤・安田の三名が加わっている。家格から、戸数割等級Ⅱ財産を基準とした区別へと転換をとげたのである。

岩滝村の村内家格は、服装や家屋の形態といった生活風俗上の相違のみでなく、村政への関わり方についても大きな差異があった。幕末・維新期の同村には、庄屋一人・組頭二人・百姓代一人の他に、月番六人・立会八人の村役が設けられていた。『与謝郡各町村沿革調』^⑫には、「支払期前賦課徴収セシ際、組頭立会 月番 中ニテ支払帳ヲ作り、庄屋ハ之ニ関係セスシテ、支出ノ金額定マルニ及ヒ帳簿ト現金ヲ受取り置き、支払而已ヲ取扱フ」とあり、村財政の收支や割付けは、組頭・月番・立会が掌握していた事がわかる。庄屋などが廃された大区小区制下でも月番・立会は残り、さらに郡区町村編制法の下で京都府独自の組戸長制が実施されるに及んでからも、村財政などの村内重要事項は月番・立会の寄合によって処理しているのである。

一八八四(明治一七)年三月、岩滝村に村会が開設された。その初会において、「十六名議員ヨリ月番立会中ニ議員ノ指令無之事ニテハ公議不致衷、尤月番立会兼テ議員タル衷^⑬」との提案がなされ、同意を得ている。月番・立会は村会へと包摂される事となったのである。ところが同年五月の地方制度改正により、村会は岩滝・弓木・男山三ヶ村連合村会となった。これを機に「此度村会設置ニ付テハ月番立合之事務モ減シ候事故、廃ス事哉、此儘据置事哉」との議題が月番立会会に出され、結局そのまま据置きと決し、町村制施行後に至る。月番・立会は一村単位に成立する村会の組織的母体ともなったのである。^⑭

では月番・立会と村内家格との関係はどうか。一八七〇(明治三三)年の月番は、糸井品蔵・糸井仙助・糸井市郎兵衛・小室初蔵・三上壮輔・千賀八十郎の六名、^⑮一八八四(明治一七)年では、糸井時蔵・糸井市郎右衛門・小室長蔵(守蔵改め)・小室静三・小室市蔵・三上勘治の六名であり、全員上分の所屬である。七八(明治一一)年に上分・中分・平分区別の基準が変化する前も後も、月番は上分から成っていた。これに対し立会には上分から選出されておらず、岩滝村内の藪ノ後・波町・立町・東町四つの村組からそれぞれ二名ずつ、中分に属する人物が就任している。村総代に加えて、上分からなる月番と中分からなる立会が村政を主導し、「村方」を構成していたのである。若者仲間の統制を強力に進めていく主体である「村方」とは、右のようなものであった。

さて、小室信夫・信介父子の地元である岩滝村は、最も分厚く天橋義塾社員の存在する地域であった。岩滝村在村社員は、小室佐喜蔵・小室長蔵・小室静三・小室竹蔵・千賀一太郎・前沢盛昌・糸井品蔵・三上勘治・千賀正平の九名である。^⑯前沢が士族である他は全員上分に属する人々である。彼ら自由民権派は、「推誠会」を組織し「専ら改良主義の目的をもって研究討論をな」したり、^⑰あるいは与謝郡の地価修正運動の中心的担い手として活躍した。農民的土地所有を確立し自らの経営の安定・発展を求める彼らが、民俗的伝統を「愚昧で秩序紊乱的な存在^⑱」と理解し統制に乗り出していくのは、当然の成り行きであったと言ってよい。

以上の如く、岩滝村の村内家格は、同村の村政運営のあり方と深く結びついていた。その村内家格と若者仲間内の小集

表2 岩滝村若連中上分所屬人名表（1871年現在）

		年齢	戸主及び統柄		戸主の戸数割等級 (1878, 1/15改)
糸井	治兵衛	25	糸井一郎	兵衛 長男	1等-2
小室	市蔵	24	本人		1等-3
小室	光蔵	23	小室仙蔵	弟	2等-3
小室	増蔵(利七)	22	本人		徳島へ全戸寄留
小室	友七	22	小室松蔵	弟	1873年死亡
糸井	井広助	22	糸井仙助	弟	2等-2
糸井	井時蔵	17	糸井勘助	長男	1等-1
小室	佐喜蔵	16	本人		1等-3
三上	勘治	16	三上壯輔	長男	* 1等-3

注1. 板列神社蔵岩滝区有文書中、『明治四年人数帳』、『明治五壬申年五月改豊岡県管轄第拾三大区戸籍 丹後国与佐郡五ノ小区岩滝村』、1878年の『村内小前等位表』より作成。

注2. *は戸主が交替したため三上勘治の戸数割等級である。

注3. 1878年1月15日時点では、1等・2等が上分。

団の關係を見るために作成したのが表2である。これにより、若連中内の「上」に属する若者は、いずれも村内家格の上分に位置する家の子弟である事が判明する。若者仲間内の上・中・平の区別は、内部の年齢階梯組織ではなく、村内家格に対応するものだったのである。但し、上分の子弟が、勉学のため東京や大阪へ出ていくケースが増加した事を要因とすると思われるが、若者仲間内の「上」の人数は減り続け、一八八〇(明治一三)年以後はいなくなっている。また「夫」は、数え一七歳で仲間入りした者がまず属する集団であり、諸種の雑用にあたる。上分の子弟の場合は、満一六歳の小室佐喜蔵と三上勘治が表2に見えるところから、「夫」に加わる事なく、仲間入りすると即、「上」に所属したものと考えられる。

ここでは、若者仲間内の「上」に属する人数が減るにつれて、「村方」による若者仲間への統制が、上分・中分からなる「村方」と中分・平分の子弟をメンバーとする若者仲間との対抗という、階層間対立の性格を持っていく点に注目しておきたい。

第二節 財政から見た若者仲間の機能

表3の岩滝村若者仲間の各年別支出から、明治前期における若者仲間の機能を考えてみたい。最初の項目「大祭」とは、村社板列稻荷神社の大祭^②に要した費用である。岩滝村では、村社祭礼において、神社から宇浜町広小路への神輿渡御↓神輿休場広小路での相撲奉納↓翌日の神輿還御そして神事執行と続く一連の行事の内、神輿渡御から還御までを若連中が担っていた。「角力」の項は、この奉納相撲の費用をさす。これに

表3 岩滝村若者仲間各年別支出表

(単位：円)

	大 祭	角 力	村社の奉納品・建築費	芝居興行	盆踊り	共有林	借入金返済	雑 費	その他	計
1875年 (明治8)		20.932		84.074	17.8355	0.6676	3.25	3.6095	25.9538	156.3224
1876① (中断)		4.676				1.053	40.00	0.74	52.687	99.156
1880		0.903	89.583	238.807	17.203	1.178		7.253	22.420	377.347
1881		25.79		263.405	11.036	1.687	21.961	12.034		341.017
1882	133.748	0.678	81.669		22.547	2.577	17.925	5.931		267.996
1883		16.81		149.565	9.341	1.515		3.30	21.94	222.915
1884		11.803	5.129		8.105	2.507		3.44	9.983	39.139
1885						1.716		3.291		22.956
1886		4.615			② 6.005	2.665		2.682	3.618	19.585
1887			15.00	376.756					4.237	446.278
1888	6.449	0.605		15.349	9.723	0.80		15.151	13.847	61.924
1889		5.425		7.768	6.455	1.069		6.160	16.853	43.73
1890	22.081	0.645			7.204	0.961		3.636	16.429	50.956
1891		1.003		67.93	8.261	1.048	11.00	5.525	3.671	98.438
1892		1.054	214.316		9.427	5.875		4.382	16.475	251.529
1893		1.464	29.70	50.013	13.739	1.55		15.081	26.822	138.369
1894	130.308		16.572	131.199	7.76	1.60		17.246	8.957	313.642
1895		0.30	2.293	41.613		1.451		5.628	23.320	84.605③
1896				74.955	8.479	1.413		4.285	5.553	94.685
1897					4.60	14.939	39.540	5.390	58.602	123.071

注 1. 岩滝区有文書『元治元年大宝恵七月吉日』より作成

注 2. ①1876年度途中で一旦若連中が「休暇」となっているので、99円15銭6厘は1年間の支出総額とは言えない。

②1887年の芝居興行費中、156円25銭は1886年興行分を翌年87年に清算したものである。

③計との差10円は海陸軍への報納金。

加え、鳥居類・天幕等の奉納、鳥居・興蔵建築といった、村社や祭礼道具の維持にも注意を払っていた事がわかる。信仰行事は、「神の代理を勤る若者の行事」という性格を持っており、それは、若者組が神威をかかげて村役人と対立し、村内の秩序を脅かす事態まで生じる背景でもあった。

「共有林」の項は、若連中持の共有林の管理に伴う支出である。大半の村には、村共有財産かもしくは若者組の共有財産としての山林があったが、この山林を維持し、盗伐者を取締まったり、あるいは他村や個人所有の山林との境界を確認したりする作業は、若者組が担っている。

次に、「盆踊り」や「芝居興行」(同村では人形浄瑠璃や狂言が多い)といった、民俗芸能もしくは娯楽と括れる活動がある。中でも芝居興行の支出規模の大きさは、

表4 岩滝村朋友社各年別収入表

(単位：円)

	前年繰越	仲間割金	村方より	個人有志金	村方より借入金	仲間代	芝居木戸銭	舞台貸代	その他	計
1881 (明治14)	2.943	60.2715	13.5	10.13	15.0	0.80	241.636	0	4.3665	349.647
1883	2.86	89.135	17.51	7.501	0	4.40	97.92	4.0	6.51	229.645
1884	6.73	25.024	7.412	1.1	0	0.88	0	0	0.36	41.506
1885	2.367	8.053	10.798	0.25	0	2.344	0	0	0.573	22.385
1886	1.429	10.580	7.82	0	0	1.4	0	0	0.33	21.559

注1. 板列神社蔵岩滝区有文書中、朋友社の『入用帳』(1881年)、『金出入諸入用出入勘定扣』(1883年)、『金銭出入帳』(1884・1886年)、『金銭出入簿』(1885年)より作成。

注2. 各欄の総計が「計」と若干合わない年がある。

目を見張らせるものがある。一八七五(明治八)年の八四円や一八八〇(明治一三)年の二三八円がどの位の額かをつかむために、岩滝村の村費支出を掲げてみると、一八七五年は三八五円二七銭、七六年は三九九円八九銭である(地租改正関係諸費は除く)²⁴⁾。芝居興行の支出は、多い年には村財政の半額を優に超えていたのである。

では松方デフレ以前には村財政に匹敵するほどの規模であった若者仲間の財政は、どのように賄われていたのか。最も支出規模の大きな芝居興行費は、一八七五年の八四円余を例にとつて見ると、使用済物資の売払代が一七銭四厘、仲間への割付が三円九九銭、勸化、つまり半ば強制的な性質を持つ村民からの寄付²⁵⁾ハナ代が九円二六銭五厘となっている。この年は珍しい事に黒字であったが、芝居興行は赤字となる場合が多く、その際は不足金を村に強要して村財政から支出させていたのである。表4は朋友社となって以後の収入内訳であるが、一八八一(明治一四)年の芝居興行費二六三円余の内、芝居木戸銭²⁶⁾ハナ代は二四円余で、この年は赤字を村からの借入金で穴埋めしている。この芝居木戸銭を除くと、連年の収入の中心は仲間への割付と村財政からの収入であり、仲間入の際の納金²⁷⁾樽代収入の比重は小さい。上分の家からの有志金や若連中持であった舞台の貸料以外は、結局は各戸の負担である事には変わりはない。各府県の布達では、若者組での娯楽が高じて遊興に耽り勤労意欲が減退するとか、本来生業に費すべき時間が若者組に向けられるといった点で、若者組と家業との矛盾が指摘されていた。ただそれだけでなく、財政負担の面からいっても、村の秩序にとつて若者組の改組が焦眉の急であった事を、岩滝村の事例は鮮かに示している。

第三節 村方による若者仲間への統制

岩滝村の場合、廢藩置県前年の一八七〇(明治三)年陰曆八月一日に若連中が村に差し出した「改法規定書」^②が、村方による若者仲間統制の始まりである。これにより、若連中総集會が六月一日と七月一六日の年二回に、宴會を催しても構わない日が、正月一五日(帳面の整理を行なう)・三月一五日と八月一六日(相撲奉納)・盆中・八月一日(山改め)に限定された。同様に若連中が村から貨物をうける日も、三月一五日・六月一日・七月一六日・八月一六日の四日に限られ、それ以外には決して「無心」をしてはならないと定めている。若連中財政に収入の面から枠をはめる事により、若連中の行動に規制を加えようとしたのである。右の条文に続けて改法規定書では次のように規定されている。

万一他所論談等出来ニおよび候とも、焚出し様之儀決テ致し間敷候、併無抛儀出来致し懸合および候共、其時当之世話人并立会之者ニテ執取非時ニも、一統集會杯不仕様致し申度候事

一 女雜事之儀ハ一切取構不仕、其者構ニ限り可申事

附リ右之外若者之内五人ニテ打寄恐輔企テ致候者ハ更ニ遂吟味ヲ、世話人之者どもヨリ沙汰ニおよび可申事

一 世話人立会之儀ハ左ニ

上分之内 貳人

中分之内 三人

平分之内 五人

世話人 平組ニテ六人

右之通毎年入札ニ付相極可申候、尤上分貳人中分三人之儀ハ、当年年ヨリ申年迄三ヶ年立会相勤可申候、酉年ヨリ平分ニテ相勤可申候事

冒頭の部分は、他村と紛争が生じた際に若連中が集会を開く事と、喧嘩のために「焚出し」を行なう事を禁じたものである。港を抱える岩滝村では、他村の物資の積出しや荷上げをめぐるよく紛争が生じ、それを若連中が実力をもって結着を図る事があった。たとえば一八六四（元治元）年の弓木村との争論では、錢一貫四拾壹匁六分九厘が弓木村若連中との「喧嘩入用」として支出されている。^②そしてその費用の一部は、村入用から「見舞」の名目で賄われていた。^③この場合若連中の行う喧嘩は、村の戦士としての公的な行為だったのである。

次に「女雑事之儀ハ一切取構不仕、其者構ニ限り可申事」という一条が設けられ、村内における男女間の交際から若者組を排除する意図を明確にした点も見逃せない。与謝郡世屋村落山区の青年会友楽社の一九〇五（明治三八）年規約には、

「第六条 本社夜這ト云フ習慣アレトモ堅ク禁ズ、但シ七月ヨリ九月頃迄トシ其他ハ禁ズ、本社員ノ熟談ノ上ハ此限ニ有ズ」^④とあり、明治後期に至っても青年会が村内の男女関係を管理する主体として存在している所もあった。岩滝村の場合寝宿はなく、婚姻と若連中の関係はかなり稀薄であったと思われる。しかし婚姻の宴席に若連中の面々を招く事は慣例となっており、その場で妨害行為を働く事もしばしばであった。^⑤そうした事も含め、改法規定書では若者の徒党・集会は禁止され、定められた以外に勝手に五人以上集まった際は、吟味の上処罰される事となつたのである。

最後の一条は、組織面からの若連中への統制である。一八七〇（明治三）年以前においては、平分に属する三人の世話人がおり、毎年若連中の帳面を彼らに提出させていた。その世話人の人数を倍の六人とすると共に、新たに立会を設けたのである。しかも従来若連中の監督に直接関わる事になつた上分・中分が、一八七〇年から七二年の三年間、一時的な措置としてではあるが立会を出し、若連中の統制を進める事となつたのである。

岩滝村は廃藩置県後、極く短期間の宮津県時代を経て、一八七六（明治九年八月京都府に編入されるまで豊岡県管轄であった。豊岡県においても一八七三（明治六）年二月、次のように若者組の廃絶が達せられている。

従来村中町内等ニ於テ若者ト唱エ組合相立テ、平日ハ勿論神事祭礼等ニハ事更先立、野習之雖シ手踊其他種々ノ催シ等致シ、前後

寄合飲酒ヲ事トシ、到庭家別ニ若干ノ費用ヲ賦課シ、若シ出金差拒ミ候者等有之節ハ、申合セ種々之迷惑等相懸ケ候儀有之由、以ノ外之悪習ニ候条、今後右様之組合堅ク不相成、万一心得違之儀相聞ニ於テハ、屹度処置可及事

豊岡県

大野権参事

明治六年

二月廿三日

正権区長^①

右の布達をうけて豊岡県管内各地で若者組の組織替えが進行したと考えられるが、岩滝村でも村方は若連中を称える事を禁じた上、若連中の道具・帳面すべてを村方に預けさせるという行爲に出た。そして改めて村方からの「御心配」による特別の恩情という形式をとって、「周旋方」と名付けた若者仲間が作られた。同年四月、村方は周旋方に「規則書」^②を付与したが、その第一条により、四つの村組それぞれから二人ずつ、結婚をして世帯を構えた者を「後見」として周旋方の運営に参加させる事となった。第二条では、祭礼や角力・芝居といった諸興行について、村役人が開催の決定権を握った。さらに第三条では、「従前ニ違御一新之折柄、周旋方ヨリ行儀相崩シ候様の所業出来候へ、速ニ周旋方取揚、相当之咎可申付事」と規定され、周旋方が不届な行爲に出た場合には「取揚」、つまり解散する事さえありうるとされている。確かに村方は、若者組廃絶を布達されたにもかかわらず、周旋方として組織を残す事には同意した。しかしそれを機に、周旋方への強力な統制力を獲得したのである。

その後、地租改正が佳境に入った事と、周旋方持で彼らの集会場所でもあった舞台が、小学校へ供出させられた事をきっかけに、周旋方は一八七六(明治九)年から四年間、「休暇」を申し渡され、活動停止状態となった^③。危機感をつのらせた若者たちは一八八〇(明治一三)年、若家主八人を頼って若連中再興を村方に願出た。その結果、「朋友社」という団体とし

て再出発する事が認められ、以後一八九七（明治三〇）年に青年会となるまでの二〇年近くにわたって、存続する事となつたのである。以下は、再出発時に朋友社が後見人宛に差し出した「規則」である。

規則

（第一〜三条略）

第四条

一 同社集会之節ハ夜会ニ可限事

尤非常ハ此限ニアラス、社員集会之節事故有之ハ強テ出会為致間敷事、平常ハ不及申集会之節ハ猶又相心得、昼夜往来へ騒々敷
通行致間敷事

但シ一己之事故ニテ或ハ酒狂ニ耽リ候様之事有之等見極メ候節ハ取糺、不法之行無之様説論可致事

再三説論ニ及ト虽モ聞入サル時ハ、社中申合ニテ相々思之罪可申付事

第五条

一 同社之威權ヲ以テ該村小前等へ^①防害強情ケ間敷義致間敷、若シ依頼等致シ度節ハ、後見人へ尋問之上指揮ヲ受、温和ニ依頼致
スヘキ事

附リ年齢之輩都合ニヨリ他へ寄留致候者、加除社本人適宜之事

右之条々聊違背無之様堅ク相守リ可申候也

明治十三年三月

朋友社

後見人御中

朋友社の集会は夜に限られ、昼間小生産者の営業活動を妨げない事が定められた。第五条では、芝居などの節に各家々に「強情ケ間敷」募っていた勸化等の行為を禁じたわけである。また「附り」は、人の移動が次第に活発になるにつれ、

朋友社加入年齢に達している者が他所へ寄留するケースの増加してきた事を示している。ところが後見人衆たちは、右の規則実行に責任を持ちかねるとし、規則預りを村方へと依頼、村総代が保管する事となった。^⑤村方自体が朋友社取締りを行い、朋友社を村落共同体秩序の中に押し込め、家々の生産を保障する事となったのである。

第四節 村方と朋友社の角逐

再度前掲表3に戻ろう。財政の推移を追ってみると、朋友社へと編成替えされた直後の一八八〇(明治二三)年から八三(明治一六)年にかけては、その支出規模は十分に縮小していない。八四(明治一七)年から八六(明治一九)年まで、松方デフレの影響で極端に支出が減少した後、八七(明治二〇)年の突出を経て、やや上下はあるが安定する。^⑥実はこの松方デフレからの回復過程において、様々な行事に手をつけようとする朋友社と、それを抑えようとする村方との間で、激しい対立が繰り広げられていた。

一八八七年の支出の大膨張は芝居興行が原因である。この時の興行は五二円余に上る大赤字であった。赤字償却に苦しんだ朋友社は翌年三月、村方に対してその半額二六円五〇銭を、「無証書無期限無利子」で借用したい旨願出る。^⑦全くの負債肩代わり要求である。結局この一件は、今後一年間舞台での興行をしない事を条件に、一年五円ずつ五年間、計二五円を村方が各戸から徴収する事で落着した。しかし他方で、後見人が朋友社の意をうけて芝居興行を村方に出願していた従来の方法は禁じられ、個人もしくは個人連名の出願へと変えられたのである。芝居興行は全くの私事となり、村による費用の援助は望めなくなった。

明けて一八八九(明治二三)年、憲法発布の祝賀の意もあってか、朋友社は久方振りに大祭挙行を村方に願ひ出た。^⑧月番・立会の反応は冷く、不景気や多額を要する土木工事を理由に願ひを却下する。説得に向かった後見人に朋友社の面々は納得せず、朋友社独自にでも大祭を挙行すると思まき、事態は遂に村総集会の開催にまで発展した。以下は、総集会での

決議である。

一 前会引続之件、前会決議之事情一同へ述候処、前会月番立会町世話人集会課決之通り同意ニテ、更ニ大祭ハ止之事ニ相成、現今急務道路之件を至急手順運具トノ一同ヨリ依頼ニテ、尤も道路事件中ハ村ノ規約を設、諸興行并諸勸進等一切止メニ致ス事ニ協議相整候也

総集会は、道路建設問題が落着するまで、村規約をもつて一切の興行と寄付行為を禁ずると決議したのである。朋友社はなおもあきらめず、それならば祭礼時の奉納相撲を盛大なものにしたいので、村財政から例年よりも多く出金してほしいと申し出たが、これもまた拒否された。こうして朋友社は、村社祭礼の際の神輿渡御の執行と山番等の村の警防を担う組織としての性格を強め、村落共同体を維持する組織へと編成替えされていった。

朋友社の大祭挙行要求を退けた総集会からしばらくして岩滝村は暴風雨に見舞われたが、その後の再三にわたる小作人側の要求により月番立会ニテ村方は村内一律の小作料減免を実行した。しかも、「当方ニ於テハ戸前ニテ致シ候ニ付、仮令村総地主会ニテ如何取極リ候トモ勝手に取行」うと主張する、村内最大の地主である縮緬仲買糸井勘助等の抵抗を排してである。^④村方の中心をなす上分の多くが、明治一〇年代には自由民権派に属し、家の個別経営を確立するため地面修正運動に参加していた事はすでに述べた。にもかかわらず、地主・小作関係を私的領域に属する事とし地主経営の自由な発展を求める声を村方は支持せず、村内全戸の成り立ちを保障しようとする村落共同体秩序を第一義としたのである。松方デフレからの回復過程において、村落共同体秩序は依然としてそれほど力を持っており、朋友社はそうした秩序を維持する組織としての性格を強めていくのである。

- ① 多仁前掲書一八四～一八五頁図表13参照。
- ② 萩原進『群馬県青年史』（一九五七年）一四～一五頁。
- ③ 安丸前掲論文四五九頁参照。
- ④ 小室信夫は一八六九年から七〇年まで岩鼻県権知事。
- ⑤ 「青年」及び「青年会」の語の成立・普及については、多仁前掲書第四章Ⅲ参照。
- ⑥ 京都府立丹後郷土資料館蔵岩滝役場文書中『明治十四年カ』
与謝郡第六組岩滝村』による。

- ⑦ 京都府立総合資料館蔵京都府庁文書町村沿革調11—2『与謝郡町村沿革調』(一八八七年)。
- ⑧ 『岩滝村誌』上巻(一九一六年)参照。
- ⑨ 板列神社蔵岩滝区有文書。
- ⑩ 『岩滝町誌』(一九七〇年)四六六頁。
- ⑪ 岩滝区有文書中、一八七八年一月一日改の『村内小前等位表』による。なお小室佐喜蔵は小室信夫の長男である。
- ⑫ ⑦参照。
- ⑬ 岩滝区有文書中『村会議決議録』所収。
- ⑭ 同右中『明治十七年七月 協議会決定録 岩滝村』。
- ⑮ 幕藩体制下の村を、「行政の末端単位としての村」と「生活共同体としての村」の二側面から成っているものと捉え、維新後両者が別個の発展過程をとるという図式は、地方自治制研究の主流を形成してきたと言つてよい。たとえば、人民協議の寄合と町村会の機能分担を説く徳田良治「明治初年の町村会の発達」『法律時報』第一四巻第六号、第一五巻第一号、一九四二年、のち明治史料研究連絡会編『明治権力の法的構造』所収)。岩滝村の例は、村落共同体内で寄合と町村会が異なった機能を持つとする通説に疑問を抱かせるが、後考を期したい。
- ⑯ 岩滝役場文書中『明治三年 村入用控帳』。
- ⑰ 岩滝区有文書中「村内役員目録」。
- ⑱ 宮津市教育委員会・宮津市文化財保護委員会『資料天橋義塾』上巻(一九七八年)一九一頁。
- ⑳ 今西一『近代日本成初期の民衆運動』(柏書房、一九九一年)二二九頁、表1—1。
- ㉑ 丹後における地租改正及びその後の地価修正運動については、今西一『帝國議會開設前夜の地価修正運動——京都府下丹後の一事例——』『史料』六九巻六号、一九八六年、のち今西前掲書に所収)。
- ㉒ 安丸前掲論文四五九頁。
- ㉓ 『岩滝村誌』巻下(一九一六年)によれば、「大祭」とは、参勤交代の大行列を擬して練り歩く一種の時代行列であり、元々は三年毎に行なわれていた。
- ㉔ 中山太郎『日本若者史』(春陽堂、一九三〇年)一四二頁。
- ㉕ 岩滝区有文書中の一八七五・七六年の各種割帳による。
- ㉖ 守屋毅『村芝居——近世文化史の裾野から——』(平凡社、一九八八年)一〇一—一〇九頁において、明治期の村芝居の推移が簡単に検討されている。
- ㉗ 岩滝区有文書中『大宝恵』所収。
- ㉘ 岩滝役場文書中『元治元年弓木喧嘩入用』。
- ㉙ 同右中『元治元年入用帳』。
- ㉚ 落山区有文書中『友楽社規約帳』所収。一九二二年の社則第三条では、「他村ヨリ入ル^リ込みたる娘之処へ夜遊びニ到くと集會に於て堅ク相定メ」として、他村出身の女性への夜遊びを厳禁している。村の娘はその村の若者のものという觀念がこの時点でも強く生きていた事であろうかがわかる。
- ㉛ 前掲『岩滝町誌』四六九頁。宮津藩政時代には、「嫁取銀取之節若き者共石打水あひせ其外狼藉之儀ニテ振舞等申懸候族有之」(宮津在方法令条目並御法度書)状況であったが、前掲『与謝郡町村沿革調』が編纂された一八八七年の時点では「古ハ婚禮ノ夜燦ヲ抛ツ等ノコトアリント雖、今ハ此惡弊ナシ」とされており、若者仲間による婚礼妨害行為はほぼ消滅したようである。
- ㉜ 中郡大宮町上常吉区有文書中『豊岡県布達綴』所収。
- ㉝ たとえば与謝郡世屋村畑区においても、一八七三年従来の若連中が朋友中へと名称変更している(世屋村畑青年団『同志青年団史』一九二六年)。

③④⑤ 前掲『大宝恵』。

③⑥ 岩滝役場文書中『明治(十三年九)総代進達綴 与謝郡第六組岩滝村』所

取「預り受証書」。

③⑦ 一八九二年の「村社の奉納品・建築費」欄の二一四円余は、隣村弓

木村に対抗し踊り櫓を新築した費用である。一八九四年の支出増大は、

日清戦争の戦勝を祝い、久方振りに大祭を挙行了たためである。

③⑧ 以下の経緯は、岩滝区有文書中一八八八年『集會要件録』による。

③⑨ 以下の経緯は、同右中一八八九年『集會要件録』による。

④⑩ 同右。

第二章 明治中・後期における青年会の存在形態

——竹野郡浅茂川村矯正社の事例——

岩滝村の若連中は、村方の規制が強まるのに対し、依然として近世来の民俗的伝統に基いて行動しているケースである。しかし、小学校教育をうけた子供たちが青年に達し始める明治二〇年代になると、各地で「夜学会」や「青年会」が生まれ、幹部たちの強力なリーダーシップの下、若者仲間自体が村の「近代化」の担い手として登場する例が出てくる^①。岩滝村のように、村方から一方的に規制されるのではなく、逆に自らが風俗・生活レベルでの規律化を担う事によって、村落共同体内部での位置を改めて獲得しようとしていくのである。本章では、そうした事例の一つである京都府竹野郡浅茂川村の「矯正社」を取り上げる。

第一節 矯正社の機能

浅茂川村は、近世以来丹後縮緬の産地として栄え、一八八八(明治二二)年で戸数二〇六戸^②、この時点で隣接する網野村と家並がつながっており、景観的にも町場化した村である。

矯正社創立の様子は、次のように述べられている。

本社創立の起因は、在来の青年団体が組織甚だ不完全であって毫も確乎たる主義定見無く、常に頑迷固陋に安んじ、稍もすれば野蠻的行為に出るをも敢て憚らぬと曰ふ様な状態を新進有為の青年は大いに慨嘆の余り、断然起て根本的是が革新を絶叫したので

ある。無論囂然粉議百出して随分激烈な衝突もあったが、兎に角旧団体をして全く消滅せしめ、而して明治廿五年一月、初めて社会の為め進んで矯正の任務に当たらんと曰ふ主旨の基に本社を設立したのである。^③

矯正社は旧暦の明治二二年一月、つまり大日本帝国憲法発布と時を合わせ、旧来の若連中の「稍もすれば野蛮的行為に出る」点を批判して組織されたのである。入社資格は一五歳以上の男子で、結婚すると退社する規定となっていた。^④ただ、縮小職工が多いため、他町村の者でも同村に六〇日以上居住する者は、保証人を立て入社を希望すれば許される点が特徴的である。^⑤山中常之助・堀新藏といった矯正社創立の中心メンバーの家は、二〇等に分けられた戸数割等級では五等から八等に属しており、中の上層の子弟であった。^⑥

矯正社は、村における「近代化」の担い手を任じてスタートしただけに、その活動は次の三つが特徴的である。第一は風俗改良、言いかえるならば民俗的伝統の改変、第二に村の警防組織としての活動、第三は、特に日露戦争中の銃後の活動である。以下、順を追ってその活動を明らかにしたい。

(1) 風俗改良

次の史料は、一八九三（明治二六）年、村会議員の発議により、矯正社が所有する幕・舞台などの芝居道具の売却を企てた際のものである。

其社（矯正社——飯塚）に於て無用の長物あり。彼の芝居に供する幕舞台等は無益の甚しきものなれば、早く売却して有益の事業を起すべし。現今の社会に於て村演劇等を企つるの時勢に非らず。故に目今売却すれば後年に至り如何なる鬼人出て演劇を謀るも、其憂を断つるの一端ともなれば、速に売却すべし。^⑦

浅茂川村も他の多くの村々と同じく、「往古ヨリ村演劇ニハ村内拳テ狂奔シ、総テ狂氣ノ沙汰ニ出ル如キノ習慣」を持つ村であった。この習慣の根を絶つために、道具一切を売却し、その資金で何か有益の事業を企てようというのである。村会議員や矯正社幹部にとって、現在は「村演劇ヲ企ツルノ時勢」ではなく、芝居道具を売ってさえしまえば、後年に至

りいかなる「鬼人」が出てても村芝居は行えないというわけである。この村会議員の意思をうけ、矯正社社長・幹事は社員を説得し、一応の同意を得た。しかし糶売り当日、村民たちは、「村内協議ニテ調製セシ諸器ヲシテ、今度村内ニ一応ノ協議ベシモナク、議員ノミノ胸中ニテ糶売」りしようというのだから、もしも「今後風俗変遷シ演劇ヲ企ツル時期」がきたならば、議員のみで芝居道具を調達する旨の契約書を貰い受けたいと迫る。矯正社幹部たちが「村内頑陋ノ者共」と決めつけた一般の村民たちの認識では、明治維新後の二〇数年にわたる文明開化も、後戻りする可能性をもっていたのである。結局、議員・矯正社幹部たちは、村内秩序がそこなわれるのを恐れ、芝居道具売却を断念したのである。青年会の風俗改良は、取りも直さず村全体の風俗改良だったのであり、従ってそれを推し進める村長・村会議員・矯正社幹部への抵抗も、矯正社一般成員のみでなく一般の村民への広がりをもったのである。

村社水無月神社祭典期日も、「近代化」と民俗的伝統が衝突した問題である。一八九六（明治二九）年、京都府では「再帰熱」なる伝染病が流行し、府当局は五月二五日、府知事山田信道名で京都府告諭第二号を発し、伝染病予防方法を訓令した^⑨。これをうけて浅茂川村長松田量は、祭典期日を旧来の陰暦六月末から陽暦六月末に変更するよう提案する。政府による太陽暦への転換は一八七二（明治五）年一二月であったが、村社会の一年のサイクルは依然として大陰暦で回っていたのである。矯正社幹部は早速祭りの実働部隊である社員の説得にかかるが、その理由は、「一は專陽主義社会変進の一班を露すもの、一は衛生上従来期日に比すれば少しく弛速なかるべからずとの思想より起りしもの」と述べられている。「専陽主義」、つまり太陽暦の採用こそが社会進歩の理にかなない、その上太陽暦六月に変更する事で炎天下での祭りは避けられるから衛生上も良い、というのである。「社員十中八九矯正の二字を戴頭するにも不拘大に不平を唱えしものある状況ではあったが、幹部の説得は実を結び、陽暦への変更となった。しかし陽暦六月は丁度梅雨の時期である。同年の祭典は雨天、しかも夜が深まるにつれて雷雨が激しくなり、散々な結果となった。この事が響き、翌年から祭りは陰暦へと戻るのである^⑩。

衛生上の危惧は、三年後の一八九九(明治三三)年、現実のものとなった。この年は赤痢の流行があり、京都府は祭典など人の集まる催し事禁止を達した。浅茂川村でも患者の発生を見ていたにもかかわらず、矯正社は、「本村ハ古来ヨリ、悪疫流行ノ際ハ村中神輿渡御ヲ奏スル時ハ、御神ノ威力ニテ如何ナル悪疫モ忽然消滅スル事ハ、虚説ニアラスンテ村民ノ能ク知ル処ナリ」とし、祭りを執行しない時の神の祟りを振りかざして、村方に対して「休頼」を強要する挙に出たのである。京都府と、神威を背にした矯正社との板ばさみにあった村方の決定により、「夜陰潜ニ」神輿の渡御を行うという、異様な事態となった。^①

翌一九〇〇(明治三三)年、またしても祭典期日をめぐって論争が起きた。府からの訓令では陰暦での祭典執行を困難とみた村会議員の依頼で、矯正社社長・幹事が再び社員への説得に乗り出したのである。その模様は次のように記されている。

総集会ヲ開キ社長起テ衆ニ謂テ曰ク、我々仄ニ聞ク、水無月祭典ヲ執行スルヤ、旧例ニナラハス妄ニ時日ヲ過ツ時ハ、神慮ニ逆フニヤ暴風雨ニ遇ヒ一度トシテ好結果ヲ奏スル事有リシヲ聞カスト、之全ク疑惑ノ熱ニ浮カサレシモノナランカ、神慮如何ヲ知ル可ラスト雖、一步退キテ之ヲ考フレハ、晴雨ハ天然ナレハ旧例ニ基キタリトテ晴天ノ保証モ覚東ナカラン、既ニシテ村会議員ハ本月拾日ヲ以テ該祭典ヲ執行セント協議ナリ、之偏ニ衛生専心ノ議員ノ志ニシテ(中略)我意ニ募リ対掉ナサハ他ノ嗤笑ヲ求ムルハ我好マサル所ナリ^②

旧習に習わずに時日を動かして神慮にさからったために暴風雨にあったとする社員たちに対し、天候は自然の産物であり旧暦であったところで晴天の保証はない、衛生に専心努力している村会議員の志を無にし自説に固執すれば、周囲から笑われるだけである、と幹部たちは論していく。こうして浅茂川村では、一九〇〇年を境に太陽暦での祭典実施が定着する。府当局の衛生政策をうけとめた村会議員と矯正社幹部が一体となって、大半の社員が依拠する民俗的伝統の改変に成功したのである。^③

(2) 村の警防組織

村の警防組織として最も重要であったのは、賭博取締の実行部隊としての活動であった。幕末における賭博の広がりや周知の事実であり、明治初年、各府県はこぞって博奕嚴禁を達している^⑭。そこで理由とされたのもまた家業への差障りであり、豊岡県が一八七二（明治五）年に出した布達でも、「一、博奕諸勝負之儀ハ古來嚴禁之処、犯法之者不鮮趣ニ付先達テモ触達置候、博奕ハ信儀ヲ失ヒ家産ヲ破風俗ヲ乱シ、遂ニハ諸悪業不為事ナキ至根元ナリ」と述べられている^⑮。

しかし明治二〇年代になっても賭博流行の大勢は変わらず、この時期に成立し始める青年会の掲げた風俗改良の重要な柱は、賭博嚴禁の村内での実行であった^⑯。浅茂川村でも一八九三（明治二六）年、以下のような賭博取締規約を設け、矯正社にその取締を委ねている。

賭博取締規約

- 第一条 財物並飲食物ヲ賭シテ博奕ヲ為スコヲ得ズ
但正當ノ營業ヲ以テ餉糶蒲ヲ為スモノハ此限ニアラズ
- 第二条 前条ヲ犯シ又ハ家屋ヲ貸与シタル者ヲ発見スルトキハ速ニ警察署へ密告シ且ツ違約金五円ヲ出金セシム
- 第三条 僕婢ニシテ房室ヲ貸与シタル場合ニ於テハ本人ヨリ參円主人ヨリ貳円ノ違約金ヲ出金セシム
- 第四条 無資力ニテ出金スル能ハサルモノハ其父兄又ハ親族ヨリ出金セシム尚ホ何レモ無資力ナルトキハ道路修繕等ノ人夫ニ依リ貳拾錢ノ割ヲ以テ使役ス
- 第五条 違犯再三ニ及ブモノハ度外人ト見做シ交際ヲ謝絶ス
- 第六条 前各条ノ取締ハ矯正社ニ托スルモノトス
- 第七条 矯正社員ニシテ違犯者発見ノ者ヘハ一回ニ付金壹円ヲ給シ尚矯正社ヘモ五拾錢ノ金額ヲ給与ス
- 第八条 前条ノ給与金ヲ除キ剩餘アルトキハ矯正社ノ名義ヲ以テ本村基本財産ニ寄付セシム
- 第九条 寄留者ハ勿論六十日以上滞在ノ者ハ総テ當字住民ト見做シ此規約ヲ適用ス

第十條 此規約ハ本日ヨリ施行ス

右

一字福島^前後ヨリ釣溜^前石ヲ採取スルヲ得ズ犯ス者ハ違約金壹円ヲ出金セシム

一字岡ノ植松ヲ切ルヲ得ズ若シ犯ス者ハ違約金五拾錢ヲ出金セシム

右

右本月ノ区總會ニ於テ協議決定候ニ付テハ前條之通確守スヘキヲ証スル為メ茲ニ字淺茂川住民一同署名捺印ス

明治廿六年三月八日^①

第二条で賭博犯を発見した時には「速ニ警察署へ密告」することになっていたが、実際には違反者を警察に引き渡した例はない。第六条において賭博取締が矯正社の任務であると明記されているが、さらに第七条では、違反者を摘発すること、矯正社に五〇錢を与える事が規定されている。賭博取締は、矯正社の収入源でもあった。第九条で寄留者をも取締の対象としたのは、同村に縮緬職工が多数いたからである。

賭博取締規約の後に付されている一ツ書二条は、漁業に関わる規定であり、漁礁としての石や魚附林としての松を保護する任務を矯正社に与えたものである。

賭博取締規約制定後約一五年間で矯正社が摘発し制裁を加えた事件は一八件、処罰者は七七名に上っているが、一八九六(明治二九)年陰曆一月二三日の事件を例に、その具体相を見てみたい。

同年同月廿三日夜、本社幹事浜岡盛蔵氏議員大橋国蔵氏組長山田伝蔵氏外数名ト共ニ同日午後拾貳時頃、山崎平治郎宅賭博犯罪者ヲ捕ヘシ為メ、該家表裏ノ戸ヲ閉テ突入ス、賭者胆ヲ天外ニ翻シ周章狼狽納戸ヨリ逃去リタリ、為メニ人員確乎タルヲ知ラスト雖モ、会席ノ有様及木履ノ教ヲ見テ察スレハ、是必ス五六名居リシニ相違ナン、証憑物トシテ席上散在スル骨牌煙草入ヲ獲テ事務処ニ歸リ直様報致、総集会トナル^②

右のカルタ賭博で処罰をうけた者は五人を数え、内一人は竹野郡間人村から伊勢喜という屋号を持つ田茂井家に車夫として雇われていた勝蔵、さらに一人は隣の熊野郡から下男として山崎家に入っていた定蔵であった。博奕には多く他村出身の奉公人が絡んでいたが、彼らは矯正社に加盟しておらず、青年団体の後盾を持たない存在であった。また女性が賭博に加わって処罰をうけているケースも多く、一八九八（明治三一）年陰暦元旦に摘発された事件では、処罰者五人中三人が未婚の女性であった。

岩滝村の場合と同じく、山番も矯正社の任務であった。但し浅茂川村の山林保護取締法では、私有林の警備・制裁も矯正社の担当であった。たとえば、一九〇四（明治三七）年四月一七日に起きた前村長野村市五郎所有山林の盗伐事件の際は、同家傭人が届出した証拠物に基き、二名の盗伐者に制裁を加えている。この時の制裁は、被害者野村市五郎を原告、盗伐者二人を被告、被告の代人として出頭した親族を弁護士、矯正社社長を判事、同社評議員を陪席検事に見立てて、審問が行われており、その模様は次のように記されている。

（前略）判事ナル社長ハ先ヅ山林保護取締法并ニ本村規約ノ大要ヲ述ブ、陪席検事タル評議員ハ右被告違犯ノ証跡ヲ挙ゲ、本村規約ノ条件ニ元ヅキ定額ノ違約金ヲ出サレシコトヲ宣告ス、之レニ対シ被告代人弁護士曰ク、最モ被告ノ本村規約ヲ無視シ且ツ矯正社ヲ度外視シ以テ違犯セシ件ハ、貴官ニ向ヒ少シモ弁駁ヲコ、ロムル余地ナシ、違犯ノ嫌底頭平身謝セサル可ラス（後略）

矯正社にとって右のような制裁は、近代的司法制度を村社会の中で体現する行為であると認識されていたのである。

(3) 日露戦争時の統後の活動

浅茂川村では、日露戦争に際し、山中常之助・山崎政右衛門・志水重三郎・松田丈吉等、矯正社創立メンバーを中心に「後援会」が設けられ、自村出身者への通信・慰問活動が活発に繰り広げられた。浅茂川区（旧浅茂川村）公民館には、その多くが第四軍に所属した同村出身出征兵士からの後援会宛来簡、及び後援会から送られた通信、合わせて六〇〇通余が現存している。

通信は主に、戦地にいるからこそ情報の入りにくい戦況のあらましを知らせ、次に郷土の景気を記したものである。そして追伸として、「母上始メ皆々無事御安慮被下度候、家事上別段苦慮無之、総テ御懸念被下間敷候、御寸暇有之際ハ必ス御文信ノミ奉待入候 平左衛門内」というように、出征兵士の家々を回って父母や妻に書いてもらった(父母の世代は当時まだ文盲が多く、後援会員が話を書き取っている)。「家信」を戦録し、最後に「秘カニ」そつとしのばせた慰問品について書き添える。ほぼこうした形の通信が、一九〇六(明治三九)年二月五日付の「第六十信」に至るまで、月に三〜四通の割で戦地へと送られていったのである。

戦地から送られてくる出征兵士の手紙は、同郡出身戦死傷者に注意を向け、自村出身兵士を訪ね合せて安否を報告したものが多し。彼らは家を基点に村そして郡という、郷土との深いつながりの中で戦っていたのである。その一方でたとえば野村利喜蔵は、一九〇五(明治三八)年四月三日付後援会宛書簡で、奉天城外の帝陵に日露の銃弾が打ちこまれた跡を見て、「地下の霊目下清国の非運お見如何ニ痛歎悲憤せられ居らん、転た吾に比べ思ふと一入の感に打たれた、松吹く風も何となく鬼哭^(嗚)々の声がある」と慨嘆し、日本帝国の発展に思いをいたしている。異国の地での戦闘経験と駐留体験は素直に国家意識を芽生えさせ、出征兵士たちは何の疑いもなく中国の人々を「土人」、ロシア兵を「露助」と呼称していたのである。^⑩

後援会の通信・慰問活動への協力以外の、矯正社独自の銃後の活動も、出征兵士の歓送迎、出征兵士の武運長久を祈るための村社への裸体参り、国庫債券への応募、そして戦勝の報のたびに繰り返される提灯行列と、実に多彩であった。^⑪特に、一九〇六(明治三九)年四月一五日に挙行された網野町(浅茂川村は日露戦争中に網野町と合併していた)^⑫主催の凱旋祝賀会は、各区青年会の出し物の競演の観を呈し、盛大であった。その模様は次のように記されている。

網野区ハ種々ノ造物ヲ成シテ引廻シ或ハ楽隊ヲ組織シ、以テ各々白粉ヲ装ヒ異様ノ出立ヲ成シテロスキーヲ真似シ、或ハ支邦人又ハ黑人ト成リ、更ニ種々様々ナル肖ヲ現、転タ抱腹ニ堪エザラシム、次ニ下岡区ハ楽隊ヲ先トシテ模造軍艦ヲ引キテ来リ、又小浜

区モ同ジク模造軍艦ヲ引キ且俳優ノ如キ形ヲ成シ音楽ヲ称シ来ル（後略）

そして殿をつとめた矯正社は、会津白虎隊の扮装で登場し、一場の演説の後剣舞、そして壮士踊りを披露した。祝賀会が幕を閉じてからも矯正社の一団は、網野・下岡・小浜各区で壮士踊りをして回り、浅茂川区に帰ってからは戦死者を出した家や特に踊りを招待した家の前で壮士踊りを挙行し、日吉神社に至って解散している。民俗的伝統を象徴する物として一時は売却が企てられた矯正社所有の芝居道具は、国家的慶事に不可欠の装飾物としてふんだんに使用される事となったのである。

第二節 日露戦争前後における矯正社の動揺

多彩な活動を展開してきた矯正社も、日露戦争前後になると若干の動揺を見せ始める。第一は、一九〇八（明治四一）年一〇月一日に施行された改正刑法により、矯正社の重要任務であった賭博取締が警察の手に移った事である。これは、旧刑法では認められていなかった非現行賭博犯の逮捕が、改正刑法によって許容されたためと思われる。翌年の一月二二日、賭博取締規約の取扱いに関する浅茂川区長の問合せに対し警察署長は、「矯正社員ノ拳ゲタル罪人ヲ警察ニ於テ是レヲ所分スルコトハセス、宜敷青年諸君ニ警戒相願度」と答えているが、以後矯正社では規約違反者の摘発・制裁は行っていない。村の警防組織としての矯正社の活動には、大きな打撃であった。

第二は、資本主義の確立に伴い個々の家の事情が主張されるようになり、矯正社の社員に対する拘束力が後退し始めた事である。とりわけ縮緬関係者が大きな比重を占める浅茂川村では、縮緬仲買商等の中に、自らの雇人たちが矯正社の活動により制約を受ける事を経営の障害として捉える傾向が強まり、両者の対立からいくつかの事件が発生する。以下ではまず、一九〇四（明治三七）年六月の池辺友平神興守護欠勤事件を取り上げる。同事件は、村社祭典の夜から翌朝の神興渡御までの間、徹夜で神興守護を行うのが矯正社の任務であるにもかかわらず、幹部である組長の池辺友平が欠勤した事を

発端とする。池辺友平が、勤め先の浅茂川村最大の縮緬仲買商で、前村長でもある野村市五郎宅にいと見た矯正社員は、市五郎宅に押しかけ激しく抗議する。これに対し市五郎の長男市蔵は、「矯正社青年団体ノ位置ト同家責任ヲ有スルモノ、位置トノ相違」を述べ立てて弁駁した。この時池辺友平が市五郎家から逃げ去ろうとするのが目撃され、矯正社々員と市蔵との間でもみ合いとなった際に、市蔵が社員を突きとばし矯正社へ罵言をあびせたというのが経過である。事件は矯正社総員の怒りを買ひ、深夜市五郎本人が同社に呼び出されるに至るが、市五郎は、「当夜ノ件ト雖モ可成粗暴ニ流レザル様、殊ニ戸ヲ叩キ又蹴ル等ノ行為ハ将来ニ付テナサザル方得策ナランヤ」と、矯正社の実力行使を批判した。これに対し社長は、「神興ヲ守護スルハ重大ノ任務ナル事故、本務ヲ欠サザル様充分徹夜スベシ、若シ犯スラクハ房屋ニ出張検査、若シ在宅ノ趣アルトキハ、土足ニテ古例ニ倣ヒ許ス限リノ暴行ハ妨ゲナシト諭告スルハ畢竟怠ラ戒シメンガ為メニ外ナラズ」と反論を加える。市五郎はその夜は謝って引き下がったが、翌朝の神興渡御寸前、社長に警察署への出頭通知が届いた。神興渡御の際の矯正社による報復を恐れた野村市五郎が、警察署に頼んで事前に警告を発してもらったのである。二年後の一九〇六(明治三九年)、神興守護に際し欠勤者が生じた場合に、「鐘太鼓ヲ持チ違反者搜索ニ着手シ」^② 厳しい制裁を加えていた従来の方法は、「十八、九世紀ハイザ知ラズ、廿世紀ノ今日如斯野蠻的動差ニ於テハ実ニ見苦シク、社会ノ笑ヲ招クニ忍ビズ」との理由から廃され、不足金徴収をもって制裁とする事に決している。この一件は、資本主義の発展により家の私的利益を追求する動きが強まる中で、村落共同体の重要行事である神事祭礼の執行主体としての矯正社の在り方に批判が生じている事を示している。

同年の祭典の際には、池辺徳二退社事件も起きている。これは、村社祭典準備を欠勤した池辺徳二に不足金を課したのに対し、恐らく彼の保証人と思われる嵯峨根糸三が次のような書状を矯正社によこし、徳二を退社させたものである。

徳二ナルモノハ近時要務ノタメ他出、其準備要件相勤メタキモ之ヲ成シ得ラレザルノ地ニ出張セシ者ニ不足金ヲ徴スルハ、矯正社ノ矯正社ニアラザル義、殊ニ小生在社中斯クノ如キ事ハナシタル事ナク、只今ハ如何之規則アルニモセヨ如斯コトハ実ニ乱暴主義、

最早スカル野蠻ノ社会へ置クノ要ナシ、又其社会へ向ケ退社料タルモノ提出スルノ義務ナシ²⁰

矯正社は年齢集団ではあったが、社則に入社の義務を明記していない。この事件以後矯正社未加入者が次第に増加し、後述する一九一六・一七（大正五・六）年の新町青年会設立をめぐる紛糾の際にも、未加入者問題は矯正社の態度決定に影響を与えていく事となる。地方改良運動は、こうして矯正社の区内での地位が動揺を見せた時に始まったのである。

- ① 多仁前掲書第四章Ⅲ、平山前掲書下巻第三部第一章第二節参照。丹後でも岩滝村朋友社は自由民権運動の影響かやや早い。本章で扱う浅茂川村矯正社は一八八九年、世屋村畑区同志社は一八九〇年（前掲『同志青年団史』）の成立である。また竹野郡深田村でも一八九一・二年に若連中から部落青年会に転換している（熊倉辰次郎前掲書七三頁）。
- ② 『京都市町村合併史』附表「町村制施行準備取調概表」による。
- ③ 一九一一年五月一七日に行われた矯正社「廿週年祝賀記念式」での、幹事野村長治の社務報告。矯正社以前の若者仲間については詳細は不明である。ただ区有文書から、a、一八五四（嘉永七）年で古頭六名・新頭五名をはじめ計九〇名の構成員がいた事、b、一八五三（嘉永六）年に神輿の再建を中心となって行い、その費用を村入用・若連中構成員の抛出・村民への勸化によって賄った事、c、一八五五（安政二）年の宮澤藩の若者組廃絶令に対し、輿連中と名を襲えて組織を維持した事がわかる。この点については宮本裕次氏の御教示をうけた。
- ④ 浅茂川区有文書中『矯正社々則』第三条。
- ⑤ 同右第一八条。
- ⑥ 浅茂川区有文書中の『明治廿四年卯六月起 記録簿 矯正社』（以下『議事録』1と略す）及び各年度の「戸教割等差表」による。
- ⑦⑧ 前掲『議事録』1。
- ⑨ 『日出新聞』一八九六年五月二七日。
- ⑩ 以上の経緯は、浅茂川区有文書中『明治廿八年一月改正 議事録 矯正社』（以下『議事録』2と略す）による。
- ⑪⑫ 同右。
- ⑬ ただし衛生政策との関係が深かった祭典期日以外のところでは、太陽暦の浸透は遅々として進んでいない。たとえば『日出新聞』一九二三年八月一五日には、「丹後奥四郡 陽曆実施を奨励 表面は形式的に用ゐて居るが實際の普及は頗る困難」との記事が掲載されている。
- ⑭ 明治前期の政府の賭博取締政策については、増川宏一『賭博』Ⅲ（法政大学出版局、一九八三年）・同『賭博の日本史』（平凡社、一九八九年）第六章参照。
- ⑮ 前掲上常吉区有文書。
- ⑯ 住友前掲論文三二一～三三頁。前掲『共修社記録』でも、繰り返し賭博禁止を強調し、違反者への処罰が行われている事がわかる。
- ⑰ 浅茂川区有文書。
- ⑱ 前掲『議事録』1・2及び『明治三十八年一月改正 議事録 矯正社』（以下『議事録』3と略す）による。
- ⑳㉑ 前掲『議事録』2。
- ㉒ 紙幅の関係で通信・出征兵士の書簡とも引用はできない。拙稿「若者組から青年団へ」（『講座青年』1、清風堂書店、一九九〇年、所収）に一連ずつ採録した。日露戦争出征兵士の書簡については、大江志乃夫『兵士たちの日露戦争——五〇〇通の軍事郵便から』（朝日新聞社、

一九八八年)がある。

下『議事録』4と略す。

② 前掲『議事録』2・3。

② 前掲『矯正社々則』第三二条。

③ 一九〇四年四月一日京都府告示一二二号。

③ 以上の経緯は、前掲『議事録』2による。

④ 以上の経緯は、前掲『議事録』3による。

④ 前掲『議事録』3。

⑤ 浅茂川区有文書中『明治四拾貳年一月改正 議事録 矯正社』(以

⑤ 前掲『議事録』1。

第三章 青年党の成立

—— 網野町浅茂川区革醒会の事例 ——

地方改良運動で青年会育成が取り上げられたのは、すでに指摘されているが、日露戦争下の青年会活動に内務省や軍部が着目した事による^①。地方改良運動では、青年会は単に青年の修養団体・天皇制イデオロギーの注入機関として考えられていたのではなく、農事改良や公共的諸事業への参画を通して、困窮した町村財政を部落レベルから支えるよう位置付けられていた。従って青年会のある程度の自主性の確保が必要だったのであり、宮地が指摘した三つの方法による近世来の若者組の再編という画一的政策は、いくつかの県ではあるが内務省では採用されていない^②。本章では、初めて青年団体編成の画一的基準を示した一九一五(大正四)年九月の内務省文部省訓令が浅茂川区で具体化される経緯と、その中から成立した青年党「革醒会」の活動を検討する。

第一節 国家の青年団体政策と矯正社

浅茂川区は農業以外の生業を持つ家が多いため、矯正社は日露戦後社として農事改良に乗り出す事はなかった。しかし表5に示したように、網野町財政は日露戦後大きく膨脹し、その増加分の大半は全戸に負担の及ぶ戸数割によって賄っていた。しかも、毎年積み立てていた町の基本財産を取りくずして繰り入れたり、町税の項に金銭の代わりに労働で負担する夫役が見られたりするところに、同町財政の苦しさがかがえる。矯正社は、こうした町財政を下支えするために、府

表5 網野町予算(歳入)構成の推移(日露戦後)

(単位:円)

	1904 (明治37)	1905 (38)	1906 (39)	1907 (40)	1908 (41)	1909 (42)	1910 (43)	1911 (44)	1912 (45)
町税	5159,895	5020,376	5820,94	794,684	963,471	14060,42	1226,43	10709,8	10999,87
① 地割	436,96	436,376	436,14	434,984	647,31	862,4	818,43	823,5	823,3
② 戸割	4395,935	4242,0	5032,8	7156,5	8242,2	12402,12	10584,0	8954,8	9181,56
③ 所得割	45,0	32,0	32,0	36,0	36,9	73,85	82,5	84,0	82,5
④ 府税営業割	120,0	150,0	140,0	186,4	431,4	448,0	479,5	525,0	623,21
⑤ 国税営業割	162,0	160,0	180,0	178,8	276,9	274,05	300,0	322,5	289,5
⑥ 夫役						862,4			
⑦ 財産より生ずる収入	130,107	123,395	144,096	127,26	129,75	88,65	39,632	135,85	200,918
使用料及手数料	15,6	24,0	24,0	175,0	95,0	100,6	75,0	84,0	89,0
交付金	131,282	130,0	150,0	157,2	182,8	235,86	238,0	284,0	336,8
補助金	23,122	27,0	27,0	27,0	1256,89	153,0	88,36	90,0	115,0
寄付金	15,0	40,578	75,9	13,2	896,775	9,0	1804,0	0	0
財産より繰入	0	288,014	0	0	0	1451,968	0	0	700,0
引当金	307,383					梁年度より 補充	1,0	1,0	1,0
雑収入	3903,098	470,6	400,5	347,7	1146,44	1837,484	3156,22	3485,585	1613,94
前年度繰越金	0	2,0	2,0	2,0	2,0	200,618	745,332	3660,051	0
計	9685,487	6125,963	6644,436	8844,044	13344,365	19000,0	18431,974	18451,286	14056,528

注: 網野町役場文書により作成。

費の補助をえて行われた浅茂川港改修への夫役提供や町基本財産造成のための植林事業の実施など、公共的諸事業への参加を活発に行っていく。③青年会は地方改良運動によって町村内で公的に改めて位置付け直され、その地位を上昇させていくのである。他方そうした事態は、青年会員たちの町村政への関心と介入の可能性を生み出す。地方改良運動の青年会政策の持つこの矛盾は、内務省も理解しており、一九一三(大正二年)九月三〇日、地方青年団体の政治容喙を禁じる「内務

省秘五四六号」通牒を發したが、青年会と町村政を断ち切る具体的手だてを示す事はできなかった。

このような青年団体政策の大きな転換となつたのが、一九一五(大正四)年九月一日の内務省文部省訓令及び兩次官通牒である。軍部の田中義一のイニシアティブの下で作成されたとされるこの訓令・通牒は、青年団体を修養機関と規定、構成員の上限を二〇才とするよう求め、行政町村を設置区域とし、小学校長もしくは町村長を指導者つまり会長とするという、初めて青年団体編成の画一的基準を示したものである。確かにこの結果、地方改良運動での青年団体政策の持つ固有の矛盾からは解放された。その一方で青年会の実態からは大きくかけ離れ、地域社会での強い反発を引き起こすと共に、行政レベルでも若干の混乱が生じた。

京都府では同年一月三日、兩省訓令をうけて京都府訓令第三一号を發し、青年団体が「青年修養ノ機関」である事を明確にした。同日「青年団体設置標準」も合わせて布達されたが、市については兩次官通牒に準拠し、構成員の最高年齢は二〇歳、「青年団長」は「市内ニ於ケル徳望家」、支部長は「小学校長若ハ学区内ニ於ケル篤志者」をあてる規定であるのに対し、郡については、最高年齢は二五歳、「青年団長」は正会員による互選とされていた。地域の実情にそくして、兩次官通牒の内容に手が加えられたのである。

すでに兩省訓令が發せられる以前から、矯正社は浅茂川外の青年会との交流があつた。網野町では、一九〇四(明治三七)年三月に浅茂川村との合併を果たした後、一九〇八(明治四二)年には町青年会が結成されていた。一八九九(明治三三)年一月二二日、間人村において「郡長榎垣幸之會長トシテ当番校長ヲシテ座長(則チ議長)ト為シ」て開催されたのを皮切りに毎年二回竹野郡青年大会も行われていた。その内容は、府の官吏や教育者による講演・演説、青年会員による演説・討論が中心であつた。一九〇三(明治三六)年春季大会の討論題は以下の通りである。

(討論題)

○本郡現状ニ於ケル政治思想ノ養成

○源平二氏何レカ忠ナルカ

○遊獵ノ可否

○犯罪人ハ人智進歩スルニ従ヒ多少如何

○未成年者ノ禁酒可否

○演劇ノ少年ニ及ホス利害

○道徳上學問ト実業ト何レカ重キカ

○青年者トシテ常時首卷ノ可否

○神教ト仏教トハ人心教導スル上ニ於テ何レカ効多ナルカ

○内地雜居ヲ許シタ可否

○青年トシテ遊芸ヲ演スルノ可否^⑨

郡長主導の大会でもあり農事改良や風俗改良を主としてはいるが、政治への関心を示している点も見逃せない。さて竹野郡青年大会の運営方法は、「各高等小学校ノ設置アル所（網野間人溝谷中浜木津）五ヶ所ニ於テ開会ス、議長ハ当番職員ヲ以テス、当番ヲ定ムルニハ各学校職員之ヲ担任シ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム」とされており、^⑩教育者の主導するところであった。ところが日露戦後の一九〇六（明治三九年）春季大会では、「本会ハ何処迄モ教育者ノ手ヲ煩スカ」との議事題が掲げられ、青年会員による大会の自主的運営を求める声が出た。森本木津小学校長の説得で結論は次回に延期され、同年の秋季大会では改めて激論がかわされた。矯正社社長野村米治も自主化論に賛同の意を表明したが、結局「本会ニ差支ヘナキ限リハ従前ニ然ス」と議決され幕となった。^⑪青年大会の自主化には至らなかったが、教育者主導の運営に対する不満は青年会員の間に根強いものがあつた。両省訓令の具体化の過程で青年会側の反発を生み出す土壌として注目しておきたい。

一九一六（大正五年）年に入り、両省訓令及び府令の具体化が始まるが、網野町では当初、町青年会自らが規約を改正して

新町青年会を設立しようという動きが表面化した¹²⁾。他方、松村伝之助町長・柴田勝治網野校長は、「大正四年九月内務、文部両省令（青年会設立ニ関スル）ニ基キ、欧西ノ文明及戦果ヨリ説キ、将来ノ我日本帝國ノ立場ヲ論ジテ、一般青年ノ体育ノ奨励及剛健ノ氣ヲ修養スベキヲ極論」するなど、両省訓令の趣旨をうけて、既存の町青年会を解散し、別個の組織を設立しようとはかった。両者の動きは交錯しながら進行したが、前者による新町青年会設立の運動は順調に進み、同年一〇月五日町青年総会を開催し結成決議をあげる運びとなった。ところが当日、「郡長・校長ヨリノ意見」により決議事項は取消され、のみならず一月から二月にかけて「校長・町長絶対要求ニヨル為メカ」、浅茂川区以外の網野・下岡・小浜三区の青年会が解散を受け入れ、一二月一五日、ついに町青年会自体も解散に追い込まれるに至る。町長・校長主導の新町青年会の創立総会は一二月二四日に設定され、態度決定を迫られた矯正社は、その前日に総集会を開催した。当日の議論は紛糾を極め、「本社員ノミデナク社員ニ非ラザル者モ新青年会へ招待ヲ受ケ居ルガ、其人ガ行クトスレバ假令本社員ガ行カナク共青年会ハ樹立サルベシ」との危惧が出されたが、主に次の理由から創立総会不参加を決定した。

町青年会トシ社会一般カラ之ヲ認メラレ永年存続セシ会ヘ対シ、新ニ樹立スル青年会ノコトニ関シ一度ノ相談モナク之ヲ無視シ、其權威ヲ漫ニセシコト

校長及町長ハ訓令ヲ楯ニ之ヲ云為スレ共、訓令ハ大体ノ所謂輪廓ヲ示シタルモノニシテ、其地方ノ情勢ニ監シテ之ガ取捨変更出来ルモノト自信ナシ居レリ、左レバ現在ノ会ニ於テモ之ガ取捨ヲナセバ必ズ立派ナル青年会モ出来、殊ニハ之ニ準拠セザル会合ノ決シテ發展シ得ベキ管ナキナリ、其方針ヲ誤リ、云ハバ将来ノ見込ナキ会合ヘ甘ンジテ入会スルカ

一二月二四日の創立総会は、矯正社の不参加により流会となり、ここに町長・校長主導の新町青年会設立も挫折した。翌一九一七（大正六）年、前年解散を受諾した各区青年会も存続していたらしく、四区青年会の協議による町青年会復活の動きが始まった¹³⁾。四月の四区青年役員会では、

一 此ニ町青年会ヲ設立スルニ就イテハ、従前ノモノヨリ一步進ンダルモノタル可キコト

一 会員ノ年齢ハ拾五才ヨリ二十五才マデノ男子ヲ以テ組織シ、該当スル網野町在住者ハ入会ノ義務アルモノトスベキコト
一 入会金ハ全部町青年会ヘ徴収スルコト
等の大綱を定めている。

その後矯正社による柴田勝治校長の説得が行われたが、その際以下のような議論がかわされている。

校長ガ内容ニ就テ

「町本位カ支部本位カ」

トノ堅苦シキ問ヒニ対シテハ

「勿論町本位ニスベキガ当然ナレ共、ソハ只形式ニ依リテ成ルベキモノニ非ズシテ、会員各自ノ自覚ニ待ツベキモノ也
尚財産ノ統一等ハ今日望ミテ得難キ事ニシテ云フベク行ヒ難シ（後略）」

町長・校長と矯正社が対立したのは、両省訓令にそって一気に町主導の青年団を組織するのをめぐってだったのである。結局柴田校長も納得し、九月九日網野町青年団創立総会が挙行され、矯正社は解散して同青年団浅茂川支部として再出発したのである。

第二節 青年党革醒会の成立

一九一五（大正四）年の内務文部両省訓令をうけて網野町青年団発足に至るまでの紛擾は、一六（大正五）年度の矯正社社長志水勇治の引責辞任と一部役員の前表提出問題に発展するなど、矯正社及びその後身の浅茂川支部に深い傷跡を残した。役員層を中心に、訓令に基いて新青年団体の設立を強引に進めようとした町長・校長、それに何らの抵抗も示さなかった区政担当者に対し、強い不満が生じたのは当然であった。

網野町青年団発足直後の一九一七（大正六）年一月二十二日、浅茂川区の青年有志二五名により革醒会創立総会が開催さ

表6 革醒会メンバー一覧
(発足時)

メンバー名	1917年
	(下半期) 戸数割等級
1. 田茂井政右衛門	14等
2. 野村長治	
3. 安三田丈	
4. 野村浦市太郎	
5. 野安田広蔵	12等 11等
6. 安大田橋万治郎	
7. 大山崎新蔵	
8. 山吉田善兵衛	
9. 山崎中村季之助	
10. 野山崎村儀八郎	
11. 野崎岡高源治	
12. 志水元勇治	
13. 志水村松之助	
14. 中山崎村松之助	
15. 山崎村龜吉	
16. 藤鍋島卯之助	
17. 田茂井己津蔵	
18. 田茂井圭源之助	
19. 山崎市蔵	
20. 野村高次郎	
21. 野広西与一郎	

注. 浅茂川区有文書中『大正六年拾一月起 記録 革醒会』、網野町役場文書1917年下半期「戸数割等差表」により作成。

なく、有志団体である。二〇等に分けられた戸数割等級で一二等、一四等という中の下層に属する者も含んでおり、長年区政を担ってきた名望家の子弟の組織ではない。革醒会メンバーと矯正社役員の関係を示した表7から明らかのように、革醒会員となった青年の多くは、明治四〇年代の初頭の組長から次第に重役を占めるようになっていき、青年団結成直前の一九一五・一六(大正四・五)年度には社長あるいは幹事として、矯正社の中核をなしている。彼らは、地方改良運動下の公共的諸事業への参画を通して政治的関心を養い、青年団結成の際の郡長・町長・校長の強引な指導を身をもって体験した世代であった。

次の史料は、革醒会創立に向けて町民に発した設立の「趣旨」である。

趣旨

主家の将に亡びんとするや必ず忠臣忠僕の出で、之が恢興に腐心するは古来我が国史の示す処にして、本会の起因も此の理に倣ふには非らざれ共、本町の疲弊漸時其極に達し、昨今徒らに成金を夢見るの徒輩増加し、物資の奔騰を飽き足らず、益々浮華に流れんとす、亦以て大勢の然らしむる故以なりとは雖も、吾人等の緊縮戒心の必要なる可からず(中略)従来本区は官僚的一部人士の為に専政され、区民は是に對し何等の要求なく、総ての犠牲を肯せずして今日に至れるものなるが、大正聖代の今日尚依然とし

れた。表6は革醒会発足時のメンバーである。以後一九三〇(昭和五)年までに六名の新入会員を迎えたのみであり、二五歳で青年団を退いた後そのまま入会するという新たな年齢集団では

表7 矯正社役員一覧

	1909(M42)	1910(M43)	1911(M44)	1912(M45)	1916(T 5)	1917(T 6)
社長	志水 長蔵	浜岡 陳治	浜岡 陳治	浜岡 陳治	志水 勇治 ⁽¹⁾	安田 市助
幹事	浜岡 陳治	山崎関重郎	野村 長治	野村 長治	山崎 高治 ⁽²⁾	山崎松之助 ⁽⁷⁾
評議員	山中 平太	浜岡安之助	野村六之助	野町六之助	安田 丈一 ⁽³⁾	中村松之助 ⁽⁶⁾
	大石松太郎	野村六之助	野村市太郎 ⁽⁵⁾	三浦弁治郎 ⁽⁴⁾	田茂井圭治 ⁽²⁾	安田 丈一 ⁽³⁾
組長	野村六之助	岩淵 音蔵	三浦弁治郎 ⁽⁴⁾	山崎 新蔵 ⁽⁸⁾	山崎 熊蔵	山崎 高治 ⁽²⁾
	浜岡安之助	野村儀八郎 ⁽¹⁾	篠村 亀吉 ⁽⁹⁾	篠村 亀吉 ⁽⁹⁾	三浦 繁作	山崎 熊蔵
	野村千代蔵	野村千代蔵	山崎 新蔵 ⁽⁸⁾	田茂井圭治 ⁽²⁾	堀 晋七	田茂井圭治 ⁽²⁾
	岩淵 音蔵	山崎 新蔵 ⁽⁸⁾	久保清三郎	安田 市助	大橋 源治	野村高次郎 ⁽⁴⁾
	山崎 利七	野村市太郎 ⁽⁵⁾	志水 元治 ⁽⁴⁾	山崎松之助 ⁽⁷⁾	田茂井建治	田茂井建治
	山中 市蔵	平田 重蔵	吉岡区之助	久保清三郎	野村高次郎 ⁽⁴⁾	大橋 源治
	山崎 新蔵 ⁽⁶⁾	野村 政蔵	浜岡 源蔵	大橋万治郎 ⁽⁷⁾	野村 益蔵	池部 三郎
	三浦弁治郎 ⁽⁴⁾	野村幾之助	田茂井圭治 ⁽²⁾	浜岡 増蔵	野村 三蔵	三浦 繁作
大橋 嘉蔵	山中 市蔵	安田 市助	志水 庄治	鍋島卯之助 ⁽⁹⁾	野村 三蔵	

注 1. 浅茂川区有文書中『明治四拾貳年一月改正 議事録 矯正社』、『大正五年度 議事録 矯正社』、『大正六年度 議事録 矯正社』により作成。

注 2. 1913年から1915年までは欠。

注 3. ()内の数字は表6の番号に対応する。

て旧慣を固執し官僚的色彩濃厚なり、故に是等の悪風旧体を撃破し以て区民の覚醒を促がし、村粋の美は愈々宜揚せむの目的を以て茲に同志を叫合し、本会の設立をみたる故以なり

宜布諸子の團結堅きを望むとともに最善の努力を希ふものなり

大正六歳第拾卷月

趣旨には、浅茂川区が「官僚の一部人士の為に専政され」ていと述べられており、区政批判を設立の動機として明記している。会則においても、会の目的を「公共的事業ハ率先之ガ励行ニ努メ、町村自治ノ革新ニ向ツテ前進ス」と規定していた⁽⁸⁾。町政及び区政刷新を真正面に掲げた青年党の成立である。

革醒会の成立には民本主義思想の影響があった事も見落せない。革醒会発足直前の一九一七（大正六）年七月三十一日には、網野町で吉野作造の講演会が開かれていたのである⁽⁹⁾。吉野招請の背景には、網野町の北丹教会牧師難波宣太郎が組織した聖書研究会の活動があった。第一期生（一九〇六〜一）の一人である網野町の森元吉が、教会での活動を通じて安部磯雄を知り、時期は確定できないが同町で安部の講演会を開き、さらに安部の紹介で吉野の講演会となったのである⁽¹⁰⁾。革醒会結成後の一九一八（大正七）年八月二一日には、同じく安部の紹介で北沢新次郎の講演会が行われている⁽¹¹⁾。

網野町の青年たちは、安部磯雄の人脈を通じて当時の時代思潮を吸収していたのであった。²⁾

さて革醒会の町政・区政改革運動は、一九一八(大正七)年五月機業地にとつて不可欠であつた電燈の町営化促進を決し運動したのを手始めに、一九(大正八)年には、浅茂川区動力株式会社工場建設遅延を理由とした区役員批判、区内への遊園地造成の建議と進められていった。³⁾そして一九二〇(大正九)年には、町長改選を迎える。一月一七日、網野区の青年党公声会から、「現松村町長再任カ改任カ、則チ本町々長改選期ハ最近ニ切迫シ、兩三日中ニ略々決定ヲ見ル可シトノ情報ニ接セルニ依リ、吾人等現松村町長弾劾派ハ極力之ニ反対ノ氣勢ヲ示シ、民衆ノ余論ト相俟ッテ町長擊退ヲ期セザルベカラズ」との申し出をうけ、革醒会はその設立の経緯からもこれに賛同した。公声会と協力して行われた各区の町長詮衡委員への運動は効を奏し、河田源七新町長の誕生となつたのである。河田町長は就任後「町政自治ノ發展ニ資」すために実業研究会を組織したが、革醒会はここに代表二名を参加させ町政への発言権を確保した。

町長選挙での成功は、革醒会と公声会との協力関係を發展させる事となつた。一九二二(大正一〇)年四月三日には、両会の連合会がもたれ、「町ノ等級割ニ関シ平等ヲ欠クモノアルヲ認ムルニヨリ、之レヲ町ニ諮問ナス事ニ決」している。

一九二二年は町議會議員の改選の年でもあつた。革醒会では会内で前後三回の予選を行った上で、革醒会推薦者四名の名を列挙した宣言書「区民ニ告ク」を区内七ヶ所に掲示した。六月一〇日に実施された浅茂川区全体での予選会では、革醒会推薦の四名は全員当選を果たす。しかし、これに不満を抱いた浜岡六左衛門区長は、選挙当日の予選当選者への票の割当てを行わず、事態は紛糾した。ついに六月一三日、河田町長が乗り出し、「選挙法ヲ改メ、従来各字ニ割当てセシモ此慣例ヲ全廢シ、各選挙民ノ自由意志ニ任セ理想選挙」を実施する事に決したのである。こうして青年党革醒会及び公声会は、町政改革派としての地歩を次第に築いていった。

一方、民本主義思想の影響をうけた革醒会が、会として国政・府政へ向けた運動を行ったのは、一九(大正八)年の府會議員選挙が最初である。各町村の有力者が会合し、候補に凝せられた数人の中から抽籤をもって一人を選出するという旧

来の方法を、「非立憲政治」に属する行為と決めつけ、改革に乗り出したのである。右の方法による予選で候補者となつた泉雄次郎^②への対抗馬を立てるため、革醒会は網野町河田源七に出馬を懇請する。八月三十一日には三丹日々新聞岩崎英精社長^⑤を招き、「地方ノ非立憲政治ヲ痛罵シ、尚河田源七氏ヲ推薦」するための公告掲載を依頼している。しかし河田は出馬せず、革醒会は郷村松本脩三^③を推す事となつた。その活動は、「演説会非番者ハ応援行動ニ移リ大ニ活動スル処アリ、事務所ハ恰モ議會ニ於ケル党派ノ溜所ノ如キ感アリ、隅々查公来リテ一般氣勢ヲ調スル等仲々面白シ」と記されているように極めて活発であつたが、町村有力者合議によつて選出された候補の壁は厚く敗れている^⑦。

一九二〇（大正九）年二月二六日、原敬政友会内閣は普選法案討議中に衆議院解散を断行した。革醒会は初めて国政選挙に臨む事となつた。浅茂川は、日清戦後から日露戦後にかけて、丹後における政友会の重鎮である上野弥一郎を通じて浅茂川港修築への多額の府費補助を獲得した経験があつた。以来政友会の強固な地盤として郡内には知られたところであつた^⑧。しかも政友会は当時与党である。しかし立憲政治確立を鼓吹する革醒会としては、普選尚早論に立つ政友会を簡単に推すわけにはいかない。革醒会は苦しい選択を迫られた。四月二六日の通常会の模様は次のように記されている。

我京都府第七区より候補を宣するもの、政友会公認に郡出身岡田泰蔵氏あり、憲政会公認に津原武氏あり、互に良参謀を得て茲暫く逐鹿戦場を賑はさんとす

此時に当り本会も旗色鮮明に態度を決せん事を以て会長より之が布告をなすと雖も、兩者の人格上より又政党の立場より（政党の立場と記したるは、当町幹部は何れも地方問題の關係上政府与党なるを以て、当然岡田氏を推さざるべからず、亦青年思想上より考ふれば、勿論普選に賛手を挙げざるべからざる立場なるを以て）、諸氏を勞して花々しく奮戦努力するの価を見出すに苦しむとの説多数を占め、結局本会としては関せず焉とに議決す

網野町が政友会との關係が深かつた事から、政友会によつて地方利益を実現し地域振興を図るのか、普選即行も含めて立憲政治確立を第一におくのか、革醒会は選択を迫られたのである。ここでは、地域振興と大正デモクラシーは二つの選

取扱であった。一九二〇年の総選挙では、革醒会は右の選択に結論を出す事ができず棄権したが、この後一九二三(大正一二)年府会議員選挙^⑭、一九二四(大正一三)年総選挙と、大正デモクラシーの地域での担い手としての性格を一層強めていく。^⑮

青年党革醒会の活動は、右のようなものであった。

- ① 日露戦後の青年団体政策の推移を山本滝之助の果たした役割を中心に分析したものと、平山前掲書下巻第二部第一章がある。
- ② 潮恵之輔「自治と青年会」(内務省地方局編『地方改良事業講演集』上巻所収、一九一一年)参照。京都府では、日露戦争中に「此機会を利用し青年会をして青年修養の機関たるの実を備へしめ」るよう知事の訓示があったが(山本滝之助『地方青年団体』四三頁、一九〇九年、どのように具体化されたかは分らない。丹後では、与謝郡が一九〇七年に「与謝郡何町(村)青年会準則」を制定している(『与謝郡誌』下巻七九四～七九六頁)。ただし会長等の役員は会員の互選であった。
- ③ 前掲『談事録』3・4。
- ④ 熊谷前掲書一九八～一九九頁。
- ⑤ 同右書一九九～二〇一頁。
- ⑥ 京都府総合資料館『京都府百年の資料』五 教育編五九九～六〇一頁。
- ⑦ 前掲『談事録』3。
- ⑧⑨⑩ 前掲『談事録』2。
- ⑪ 前掲『談事録』3。
- ⑫ 以下の経緯は、浅茂川区有文書中『大正五年度 談事録 矯正社』による。
- ⑬ 以下は浅茂川区有文書中『大正六年度 談事録 矯正社』による。
- ⑭ 同右。
- ⑮⑯ 浅茂川区有文書中『大正六年拾一月起 記録 革醒会』(以下『記録』と略す)。
- ⑰⑱ 同右所収。
- ⑲ 『日出新聞』一九一七年八月四日。
- ⑳ 井上正一『森元吉翁小伝』(一九七二年)。森元吉は一八七四年網野村に小作農の子として生まれた。一八九一年には数え一八の若さで同村下地組青年会興講社社長となり、翌年同村上地組青年会法皇社との合併を実現している。一八九六年以後、網野村・網野町の吏員。一九〇二年に受洗している。難波宣太郎は一八六五年、伊勢亀山藩士の家に生まれた。彼は同志社の学生の頃から丹後へ伝道に遣されていたが、一九〇四年正式に北丹教会牧師に就任した(魚木忠一『木月遺稿』、一九五四年)。
- ㉑ 浅茂川区有文書中『大正七年度 談事録 浅茂川支部』。
- ㉒ 井上前掲書によると、吉野・北沢の他に、内ヶ崎作三郎・帆足理一郎・平林初之輔・山室重平・宮川経輝・矢島樽子・林歌子らが招かれている。北沢新次郎については、松尾啓允『大正デモクラシーの研究』(青木書店、一九六六年)の「Ⅱ友愛会史論」参照。
- ㉓ 以下、前掲『記録』による。
- ㉔ 『日出新聞』一九一九年九月一日。
- ㉕ 岩崎英精については、『季刊郷土と美術』通巻九六号(一九九〇年)が、〈岩崎英精先生追憶号〉を組んでいる。但しその年譜では、「三丹

日々新聞」発刊を一九二二年としているが、『記録』からさらに少なくとも二年はさかのぼるものと思われる。

②⑥ 『網野町人物誌』六四〇―六八頁。松本脩三は「一八七〇年郷村生まれ。一八八九年郷村収入役となるや若連中改革に手をつけ、賭博禁止、共同貯金を軸に活動を進め、「郷青年義会」を設立した。

②⑦ 『日出新聞』一九一九年九月二七日によると、泉雄次郎二二〇九票、松本脩三九三〇票であった。

②⑧ 拙稿『対外硬』派・憲政本党基盤の変容——京都府丹後地域を事例に——（山本四郎編『近代日本の政党と官僚』、東京創元社、一九九一年）四二九―四三二頁。

②⑨ 京都府第七区は、津原武五二二六票、岡田泰蔵四四九七票と憲政会の勝利であったが、政友会の強固な基盤であり岡田の出身地であった竹野郡では、津原五三八票、岡田一六九八票であった（『日出新聞』一

おわりに

かつて柳田国男は、若者組が「村の祭礼でも盆踊りでも休日の遊び方でも、乃至は男女関係其他に就いての道徳上の制裁でも、常に一邑一郷の中堅を以て自身も任じ他も認めて居た」存在であったのに対し、青年会は、「未成品を仕揚る機関」であるとした^①。多くは成年式を経た独身青年の組織である若者組は、すでに一人前と村内で認知された人々の集団という性格を持つ。これに対し青年会は、依然として一人前になっていない、モラルの上でも修練を積まねばならぬ存在とされた青年の集団である。青年会はその成立の当初から夜学会・談話会などが附随し、修養機関としての性格が濃厚であった。なお大人になりきらない修養の必要な年齢層としての青年は、若者組の編成替えの中で次第に見い出され認識されていくのである。

従って若者組から青年会への転換は、その基底において「家」の位置の上昇を伴う事となる。近世社会における若者組

一九二〇年五月二三日）。

③⑩ 一九二三年の府会議員選挙では、北条田郡などいくつかの郡で青年党の活動が活発に行われている（『日出新聞』一九二三年九月二二日）。
③⑪ 一九二四年総選挙で革醒会は護憲三派支持を打ち出すが、政友会の有吉晋兵衛を推す派と革新倶楽部の朝日定之を推す派に分裂して選挙運動を展開し、推薦候補を一本化する事はできなかった。普遍問題に結着がなかったこの選挙以後の革醒会は、有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』（吉川弘文館、一九八〇年）第五章補論や、伊藤之雄『名望家秩序の改造と青年党』（『日本史研究』二四一、一九八二年、のち同『大正デモクラシーと政党政治』、山川出版社、一九八七年に所収）が指摘しているように、既成政党政友会に系列化されていきながら次第に國政への関心を薄め、町政刷新団体に純化していく。

は、時として家にとっての最要事の一つである婚姻においても、「家」の論理と対立する場合があった。休み日、あるいは芝居などの際の勸化の強要によって、家の生産に支障をきたす事もあった。^⑧ 青年会においては右の側面はそぎおとされて、「家」の論理に屈服していくのである。さらにこの事は、若者組が村に対して有していた一定の自律性を喪失していき、家の生産を保障しようとする村落共同体に従属していくことをも意味した。

若者組から青年会への転換と、新たに成立した青年会による民俗的伝統の改変の背景には、確かに明治政府による若者組廢絶令、賭博禁止令、衛生行政の展開といった政策があった。しかし生活・風俗レベルの規律化は、青年自身によって担われてこそ内実化する。明治前期、与謝郡岩滝村の場合は自由民権派も含んだ村方が担い手であった。明治中期、竹野郡浅茂川村の場合は、村長・村会議員層に加えて、中の上層の子弟からなる青年会幹部であった。規律化の進行を村落共同体への従属として捉えるのではなく、自らが規律化を担う事で村社会の近代化を進めようとする青年層が成立したのである。しかし彼らにより地域社会内部から進められた規律化の過程はゆっくりとしたものであり、しかも村落共同体秩序に合致している事が必要であった。

日露戦後に展開した地方改良運動により、青年会は初めて地方支配の一環に組み入れられた。地方改良運動は、青年会を単に天皇制イデオロギーの注入機関と考えていたのではなく、公共的諸事業への参画を通して、困窮した町村財政を下から支えるよう位置付けた所に大きな特色がある。資本主義の確立により、日露戦争前後から経済活動の自由な展開を求める家の側の主張に対抗できず動揺していた青年会は、ここに改めて村の中の位置が与えられた。他方この事態は、青年会員たちの町村政への関心の高まりと介入の可能性を生み出す。

右の青年団体政策の大きな転換となったのが、一九一五（大正四）年九月の内務文部両省共同訓令である。初めて青年団体組織化の画一的基準を示した両省訓令により、生活・風俗レベルの規律化を一気に加速し、村落共同体の枠を打破する事が目指されたのである。ところが本稿で明らかにしたように、両省訓令はその具体化にあたって青年会側から厳しい

批判を受けたのである。政府・青年会双方共に、風俗や生活レベルの規律化を進める必要は認めていたが、その速度・内容・担い手において異なっていたと言ってよい。本稿で取り上げた浅茂川村では、両者の相克の中から青年党「革醒会」が成立し、大正デモクラシーを地域社会で下支えする集団として活動していったのである。柳田国男は、上から一方的に青年会を修養機関化するやり方を厳しく批判したが、青年会からも批判の矢は放たれていたのである。

① 柳田国男「青年団の自覚を望む」『奉公』一六三号、一九一六年、のち『定本柳田国男集』第二九卷所収。

② 近世社会における若者組の一定の自律性を重視した論稿として、たとえば江守五夫「年齢階梯制村落の社会構造（一）」『法律論叢』四八一三、一九七六年、のち同『日本村落社会の構造』、弘文堂、一九七六年。

③ 柳田は前掲論文で、「会と云ふ名を付けて外から世話ばかり焼くのは、何か御し易い団体を作る野心でもあるやうで誠に面白くない。」と述べているが、平山和彦「青年団と村落文化」（『地方史研究協議会編』『地方文化の伝統と創造』、雄山閣出版、一九七六年）で指摘されているように、一九一五年九月の両省訓令を念頭においた発言と考えると、いいだろう。

（京都大学研修員

The Young Men's Association in Modern Japan

—The case of the Tango area in Kyoto Prefecture—

by

IIZUKA Kazuyuki

It may be said that in early modern Japan the Young Men's Group (若者組) —which is a village association based on age—formed an obstruction to the production by the families in the village by interfering in questions of marriage, by demanding village holidays, or by forcing the families to pay all sorts of contributions. In 1868 the group's financial state was almost equal to that of the village. From that year onwards the officials of the village set out to strengthen their control of the association by placing it under the village order, so that it would not form an obstacle to the village production any more. In the 1890's, however, among these young men appeared those who wanted to promote the modernization of the village society by taking on the regulation of village life. They formed a new age-based association, known as the Young Men's Association (青年会), of which they became the leading staff members. But the process of their regulation campaign, which was carried out in them from within the rural society, was rather slow, and moreover it had to conform to the old order of the community if it wanted to be successful. After the war with Russia, Japan, now one of the imperialistic nations, found itself pressed by the need to consolidate the order of the state. One of the measures the government took to this end was to accelerate the campaign to regulate village life.

The Departments of Domestic Affairs and Education issued a joint instruction in September 1915, which aimed to modify the Young Men's Association into an institution expected to discipline the youth for national purposes. But when the government tried to put this into practice, it provoked a strong reaction from the Young Men's Associations.

Indeed, both the government and the Young Men's Associations admitted the need to promote the campaign, yet they had different views about how fast it should be done, what it should involve, and who should

carry it out. As a result of this conflict between the government together with the village heads, town mayors and the elementary school principals on the one hand, and the Young Men's Associations on the other, the Voluntary Young Men's Parties (青年党) arose, which were different in character from the old age-based associations. They would thereafter support the Taisho Democracy with their projects to reform the town administration and their demands for universal suffrage.

In this paper on the case of the area of Tango in Kyoto Prefecture, the author traces in detail the development of the young men's organizations, and gives one example of the genesis of the Voluntary Young Men's Party out of the preceding age-based young men's association.

Huan Wea 桓温, Xie An 謝安 and Politics in the
Middle Period of the Eastern Jin 東晉

—Concentrating on the Staff Officers of Huan Wen—

by

KIM Minsoo

This article is a study of the governments of Huan Wen and Xie An, the significance of which has hitherto remained largely unclear. This paper seeks explanations for the authority and predominance of the northern immigrant aristocracy through the analysis of the structure of "the General's Office System" 將軍府, characteristic of the Six Dynasties period. Accordingly, the investigation of the contemporary state of politics is undertaken through an analysis of Huan Wen's general's office.

The investigation begins with the mutual involvement of Huan Wen, Xie An, and Si-ma Yu 司馬昱 in the following three areas. First traced is the background of the prosperity of "the Pure Conversation" 清談 around Si-ma Yu, and the rising of a trend of anti-Lao Zhuang 反老莊 thoughts among some aristocratic families. Second, the article clears the reasons for Huan Wen's switch of status from membership in the Pure Conversation School to a place in the military faction of Jing Zhou 荊州 and his succeeding transformation into leader of the Jian Kang 建康 clan. It leads to the explanation that Huan Wen was supported as a revolu-